

表5-13 金額経緯

日付	金額(千円)	備考
3月20日	14,579	支出負担行為伺添付の3月20日付設計書による
3月22日	13,100	予定価格調書による
3月26日	13,035	契約締結伺添付の3月25日付見積書による

## (4) 請負工事の検査実施方法について（農業試験場）

請負工事の工事検査は、「秋田県工事検査規定（秋田県訓令第8号）」及び「秋田県工事検査実施要領」にしたがって実施する。「秋田県工事検査実施要領」では、中間検査は、完成後出来形、品質の適否を容易に確認し難い工事について実施するが、段階確認をもってこれにかえることもできることとなっている。

下記請負工事の内容及び検査の実施状況は、以下のとおりである。

表5-14 大潟地区圃場整備工事

工事名	請負契約者名	契約額(円)	着工～完成	検査	備考
大潟地区圃場整備工事	A建設㈱	4,462,500	平成14年4月12日 ～平成14年4月30日	H14/4/30	(注)1 (注)2

(注) 1. 工事目的：暗渠（あんきょ）排水工事

暗渠排水工事とは、地下数メートルにパイプを設置し、土壌の水はけを向上させる工事である。したがって、短期かつ比較的軽微な工事であり、難易度の高い工事ではない。

(注) 2. 検査（ないしは、段階確認）について

検査写真その他による、通称「写真検査」により、検査を実施した。「写真検査」により検査を実施した理由は、「簡単な工事であり、工事写真帳により検収可能な工事であったこと及び逐次現場に出向いていたこと」である。

段階確認における検査写真は業者が撮影したものであり、検収時点で、検収担当者が現場に出向いて確認していない。さらに、上記工事は土壌内の工事であるため、土壌を掘り起こさない限り、改めて工事完成後の検査はできない。この点で中間検査ないしは段階確認により検収を実施すべきものであったと考える。

なお、中間検査にかえて行う段階確認における必要書類の詳細は明確化されておらず、また、段階確認の結果ないしは報告書を作成しなければならないという規定はないとのことである。また、実務上、地方検査員（農業試験場所属の職員）が行うことになる工事検査（1件1,500万円未満の工事）は、上記のごとく「写真検査」で済ませることも多いようである。しかし、形式的に検収をするのではなく、検収すべき時点で検査員が現場に立ち会い、かつこれを書面

で明確にすべきである。

#### (5) 借受物品の契約について（高度技術研究所）

健康増進法の施行に伴い、平成15年7月から全館禁煙としたが、平成15年10月現在、空気清浄器の賃借契約は継続している。契約期間は平成14年4月1日から平成17年3月31日であり、賃借料の年額は207,969円である。

空気清浄器は建物の中央の休憩スペースに設置され使用されていたものの、この場所では排気口を確保できないことから、使用が禁止された。今後、賃借契約を解約するならば、リース契約の残債相当額の支払が必要となる。

応接室等は分煙とすることにより、空気清浄器を応接室に設置することも検討しているが、そのためには、パーティションで区切ったうえで排気口の確保を行うことが必要となる。いずれにしても予算がつかない限り、ただちに対応できない状態となっている。

このようにただちに対処できない状況であり、今後このような機器については、他の試験研究機関等での使用の可能性（転用）も検討すべきである。

#### (6) 業務委託契約について

##### ① 果樹試験場

果樹試験場では、本庁で一括して契約額を決めている警備業務契約以外は、果樹試験場で見積書を徴収し業務委託契約締結を行っている。平成14年度までは、すべて債務負担行為による年間契約であった。業務委託内容（実施回数等）によっては、スポット対応も可能な契約も有り得るものと思われる。予算が前年度と同額で承認されてしまうと、見積書入手後に値引交渉等は行われず、結果的に前年度契約額と同額で当年度の契約を締結していた。

価格交渉結果等の経営努力を機関評価に反映する、当該予算余剰発生分を試験研究テーマへの予算に転用を可能にするなど、インセンティブを与えることにより機関全体としてコスト削減を図る制度、転用を含めた予算の有効利用が可能な制度も必要ではないかと思われる。

##### ② 総合食品研究所

設備のメンテナンス業務は平成7年度に入札により業者を選定した後、平成8年度以降は、平成7年度と契約した相手方と継続して随意契約を締結している。平成8年度以降の随意契約の理由としては、毎年次のように記載されている。

「各設備のメンテナンス業務については、特殊施設と思われる一部の施設を除いてトータルメンテナンス委託することが、非常時の円滑かつ迅速対応が期待できるなど管理運営上好ましいと考えられる。そこで当研究所における空調設備、排水処理施設、中央制御装置等について総合的保守管理能力を持ち、実績のある市内業者3社から研究所施工業者からの完成

引渡前に年間費用について見積徴収（平成6年12月）を行い最も安価の提示のあったA社との業務委託を決定した。その後、同社は施工業者からの引き渡し説明のもと、平成7年2月から保守管理業務を開始している。」

平成7年度以降の契約金額の推移は表5-15のとおりである。平成10年度において設備日常運転業務につき、項目を追加し発注しているが、この際、A社との随意契約を継続し、他業者からの見積書も徴求していなかった。翌年度以降に多額の変更が見込まれるものについては、その項目も含めて入札をする等、最も有利となる方策を検討すべきである。

表5-15 契約内容推移

(単位：千円)

項 目	仕 様	H 7 年度	H10年度	H14年度
自動ドア	年4回点検	195	(注) 1 132	72
シャッター	年4回点検	440	155	0
特殊ガス設備	年1回点検	437	556	0
受水槽点検清掃	年1回点検	138	140	140
自動給水加圧ポンプ	年1回点検	75	76	0
給湯ラインポンプ	年1回点検	16	16	0
給湯ボイラー	年2回点検	320	325	325
貯湯槽	年1回点検	20	122	122
自家用電気工作物点検 及び保安管理業務		0	866	868
非常用自家発電装置	年2回点検	852	0	0
直流電源装置	年2回点検	0	0	0
非常用放送設備	外観機能、総合点検各年1回	517	525	525
消防用等設備	仕様による	803	816	816
熱源危機設備	仕様による	2,132	2,912	2,418
空気調和設備	仕様による	3,520	3,562	1,400
自動制御設備	年2回点検	3,330	3,386	3,386
恒温恒湿設備	年1回点検	369	427	60
クリーンルーム	年1回点検	420	0	0
浄化槽設備	年24回点検 法定検査1回	277	281	281
地下タンク	清掃点検年1回	260	264	90
環境衛生業務	ビル管理法による	1,319	1,341	1,341
ばい煙測定	年2回測定	390	396	396
排水測定	年4回測定	370	488	488
設備巡回点検	年52回	520	0	0
緊急対応	その都度	240	0	0
関係法令に定められた報告	その都度	30	0	0
電話設備		0	100	0
自家発電装置 及び直流電流装置		0	592	0
設備日常運転業務		0	(注) 2 4,272	4,272
計		16,990	21,750	17,000
消費税		509	1,087	850
合 計		17,499	22,837	17,850

(注) 1. 年1回点検となる。

2. 当年度より、新たな作業項目として追加された。

## 4 収入関係

### (1) 平成13年度アユ種苗販売代金未収について（水産振興センター）

長期にわたり未収となっている債権が767千円ある。随時状況を把握しているようであるが、回収できていない。与信管理のルール（極度額、担保・保証等）を定め、適切に対処する必要がある。

### (2) 高速薄膜製造装置の使用料について（高度技術研究所）

高度技術研究所2階に設置している高速薄膜製造装置は、平成10年度に新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下NEDO）からの受託事業として開発した機器である。平成12年2月の開発完了後、装置を常に利用できる状態にしている（装置を利用するためには内部を真空状態にする必要があるが、再起動後この状態にするためには1週間程度必要となる）。

この装置のユーザである会社は再委託契約により同事業に関与した共同開発者であり、開発完了後もこの装置を利用しているが、高度技術研究所は、電気料等のランニングコストを徴収していない。

ランニングコストを徴収していない理由は以下のとおりである。

NEDOと高度技術研究所との契約により、高速薄膜製造装置の所有権はNEDOに帰属し（業務委託契約約款第21条第1項）、高度技術研究所に所有権のないものについて使用料の徴収はできない。

NEDOと高度技術研究所との契約により、開発終了後の管理経費は高度技術研究所が負担すること（業務委託契約約款第21条第5項）が定められている。

高速薄膜製造装置の開発プロジェクトはユーザを含めた共同研究であり、共同研究の前提として共同研究参加主体は無償使用ができるが、開発終了後の現在においても同様の位置づけで運用している。

なお、NEDOと高度技術研究所間の費用負担は上記のとおりであるが、高度技術研究所と共同研究参加企業との間の費用負担を定めたものはなく、設備の利用実績も把握していない。まず、共同研究参加企業との間において開発終了後における高速薄膜製造装置の位置づけを明確にすべきである。また、少なくとも利用実績に応じた実費程度の負担額は徴収すべきであると考えらる。

## 5 研究課題（水産振興センター）

### (1) 企画普及班実施の漁業就業者確保総合対策事業

当該事業は漁業労働力需給情報の収集、提供及び漁業就業者確保育成のための諸対策を実施するものであり、具体的には漁業就業者発掘（学習会3回、学校訪問延15回）を行っている。

しかし、その対象は水産振興センター近隣地域の男鹿市内の3高校のみである。秋田県全域を（少なくとも県南沿岸地域は）対象とすべきと考える。

## (2) より効果的な予算の投入について

海洋資源部による「計量魚探による資源の評価手法の開発調査」（県単独事業）は、ハタハタ等の底魚に計量魚探を用いて、資源量の直接推定方法を開発するものである。

浮袋がないハタハタは、漁獲直前（＝接岸直前）にならないと魚探にうまく影像が出ないため、研究成果は必ずしも十分には得られない。そこで、浮袋のあるウスメバルなど魚探に写る魚も対象にすることで当該事業を展開する方向である。

研究に対する成果（効果）の程度や、事業展開後の対象となった魚種の漁獲量などを考慮すれば、当該事業を必ずしも継続・展開させるのではなく、他の研究事業に対し、より効果的に予算を投入することも必要ではないかと思われる（「秋田県の水産業」によれば、メバル類の2001年漁獲量は146トンであり、ハタハタ1,569トンの約10%である。）。

## (3) 第二千秋丸を用いた各事業

「人工魚礁・増殖場等関連調査」県単独事業では第二千秋丸を使用しているが、燃油代をこの事業で一括計上している。他に第二千秋丸を使用する事業が3つあり、各事業の費用を適切に把握するためには、当該燃油代をそれぞれの事業に配賦する必要がある。

表5-16 燃油代使用事業

(単位：円)

事業名	事業内容	燃油代 (決算額)	備考
人工魚礁・増殖場関連調査	大陸棚海洋観測、生物モニタリング、海域環境調査、人工魚礁関連調査、幼稚魚生態調査、増殖場効果調査、赤潮調査	774,704	海域環境調査 燃油代含む
我が国周辺水域資源調査	沖合海洋観測等調査（海洋観測、卵稚仔調査）4～6月、3月	169,260	
遊魚と資源管理に関する研究	漁場利用実態調査	169,260	
資源管理型漁業総合対策事業	資源モニタリング調査（マダイ、ヒラメ、マガレイ）、遊魚実態調査	19,194	
	合 計	1,132,418	

#### (4) 種苗生産事業

種苗生産事業は、マダイ、ガサミ、クロソイ、ヒラメ、アユの5品種について、種苗を生産し販売する事業である。

水産振興センターでは、每期種苗生産事業に係る原価計算を実施している。これによると表5-17のとおり、平成14年度の種苗生産事業は大幅な赤字になっている。また、原価の中には、水産振興センターの給与費や減価償却費が含まれていないため、それらを考慮するとさらに赤字は膨らむこととなる。

一般的に収益事業については自立性の観点から少なくとも原価に見合う収益を得ることが目標となる。各事業において販売単価の改定や原価の低減等、事業好転のための施策を実施してもなお継続的に赤字が続く場合は、統廃合や事業の売却等を検討することとならざるを得ない。

種苗生産事業については、漁業振興のために県の果たす役割を考慮した場合、一般的な収益事業と同一には取り扱えないものであるが、每期多額の赤字が発生していることに鑑み、当該事業を水産振興センターで実施することの意義を検討する必要がある。その上で、種苗放流の事業化の見通しについて関係機関と十分に協議し、対象魚種の見直しや、魚種は異なるが同種の事業を実施している財団法人秋田県栽培漁業協会への事業移転なども検討する必要があると考える。

表5-17 平成14年度販売金額と原価の比較 (単位：千円)

	販売金額	原 価	差 引
マ ダ イ	9,853 (8.6)	13,104	△3,251
ヒ ラ メ	8,820 (21.0)	11,417	△2,597
ガ ザ ミ	2,814 (2.1)	3,458	△644
ク ロ ソ イ	262 (10.5)	804	△542
ア ュ	2,604 (8,400)	13,351	△10,747
合 計	24,353	42,134	△17,781

(注) 1. ( ) 内は販売単価。単位：円/尾 (アユのみ円/kg)

2. 原価には原材料費 (親魚の購入費用)、餌料代のほか、水道光熱費その他の共通経費を按分して計算している。

## 6 特許

各試験研究機関における特許 (実用新案、意匠を含む。以下同じ。) の出願総数は132件、登録数は26件、許諾数は16件となっている (表5-18)。高度技術研究所が14件の特許権を保有し、県保有特許の6割近くを保有している。一方、許諾数では、出願後特許権を取得していない総合食

品研究所が14件とその大半を占めており、共同研究成果の企業への移転を図っている。

県は自らが生産主体でなく、研究の成果は県民共有の財産であることから、その発明成果が県内企業に移転される等、その成果が広く利用されることが必要である。現状、特許を取得するかどうかは、各試験研究機関の判断にゆだねられており、その取得目的もさまざまである。私企業等の他者が特許を取得することにより研究の妨げになることを回避するため及び県内企業の経営活動が制限されることを防ぐために取得するいわゆる防衛特許を目的とするのであれば、出願後の出願公開によって公知の事実とすることによってもその目的は達せられるとも考えられる。また、企業への移転を促進するため無償での許諾を前提とするのであれば、特許とする意義がやはり問われることとなろう。また、特許権の更新には費用を要するため将来企業への移転等の見込みがないものについては、その都度検討し、取り下げる等、将来における無駄なコストを節減することが必要である。現状、更新時に十分な検討が行われているとは言えない。特許取得によりどのような利点があるのか、またどのようにして企業等に移転するのか等の特許取得にあたっての目的を明らかにした上で、特許を含む知的財産権については一元的に管理し、特許権を売却する場合や使用許諾する場合の価格等も含めた管理規程を整備しておく必要がある。

表5-18 特許出願数等（平成15年11月現在）

試験研究機関	出願数	登録数	許諾数	消滅数
環境センター	1			
農業試験場	5	3		
水産振興センター	8	5		
森林技術センター	2			
総合食品研究所	49		14	
工業技術センター	34	4		1
高度技術研究所	33	14	2	
計	132	26	16	1

(注) 保有特許の内容は「添付資料 VI保有特許の状況」に記載している。

## 7 その他（森林技術センター）

森林技術センターの会議体として、「朝の会」、「所内検討会」がある。「朝の会」は原則として月に1回開催される会議体であり、主に森林技術センターの重要課題等の方針検討や情報共有機能がある。また、「所内検討会」は月に2～3回開催される会議体であり、主に秋田県林業研究開発推進目標（8ヵ年計画）・中期計画（3ヵ年計画）の策定や試験研究課題に関する情報共有機能がある。



「朝の会」については、平成15年3月までは議事録を作成していないが、平成15年4月からは議事録を作成しており、改善されていた。しかし、議事録に開催時間帯や出席者名の記載がないため、様式を改善することが望ましい。

「所内検討会」については、議事録を作成していない。「所内検討会」は、森林技術センターに係る重要な事項を議題とする会議体であり、結果の周知徹底の観点からも少なくとも開催日時、出席者、議決事項を記載した議事録は残すべきと考える。

なお、決裁文書には未確定事項、懸案事項は含まれないため、議事録の代替とはなり得ないと考える。